

# 単価契約仕様書

環境政策局 東北部クリーンセンター  
(担当 白濱、荻内 075-741-1003)

件 名	(単価契約) ダイオキシン類吸着用成形活性炭 (東北部CC)																										
形 状 ・ 寸 法	石炭系成形活性炭 (ペレット)																										
予 定 数 量	21.6 t (ただし、発注回数、数量については増減する場合がある)																										
契 約 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日																										
契 約 条 件	<p>1 納入場所 東北部クリーンセンター 構内 指定場所 (京都市左京区静市市原町1339番地)</p> <p>2 薬品の仕様 薬品の仕様は、下表の項目の要件を全て満たすこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形状</td> <td>ペレット</td></tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>Φ 4 mm × L 5 ~ 10 mm</td></tr> <tr> <td>原料</td> <td>石炭系</td></tr> <tr> <td>揮発分 (%)</td> <td>&lt; 3</td></tr> <tr> <td>比表面積 (m<sup>2</sup> / g)</td> <td>1,000 以上</td></tr> <tr> <td>硬さ (%)</td> <td>90 以上</td></tr> <tr> <td>圧力損失 (mmH<sub>2</sub>O / m一層高)</td> <td>100 以下 (LV0.3 m / sec (実風速) 時)</td></tr> <tr> <td>粒度 (%) (3.35 mm ~ 4.75 mm)</td> <td>90 以上</td></tr> <tr> <td>乾燥減量 (%)</td> <td>5 以下</td></tr> <tr> <td>充填密度 (g / m<sup>3</sup>)</td> <td>0.45 ~ 0.55</td></tr> <tr> <td>ヨウ素吸着量 (mg / g)</td> <td>900 以上</td></tr> <tr> <td>発火点 (°C)</td> <td>450 以上</td></tr> </tbody> </table> <p>上記表中、硬さ・粒度・乾燥減量・充填密度・ヨウ素吸着量・発火点は「JIS K 1474」の試験による。</p> <p>上記表中の各仕様値を満足することについて第三者機関の検査成績書等 (原本・直近2か月以内) を提出し証明すること。</p> <p>また、本薬品は東北部クリーンセンターの焼却炉から発生する排ガス中のダイオキシン類を活性炭吸着塔 (移動層式) にて除去するために使用するものとし、活性炭吸着塔での通ガス条件は以下のとおりとする。</p> <p>排ガス温度 150 °C 空間速度 SV<sub>N</sub> = 1,500 (1/h [N]) [SV<sub>実</sub> = 2,300 (1/h)], 線速度 LV<sub>N</sub> = 0.25 (m/S) [N] [LV<sub>実</sub> = 0.38 (m/S)].</p> <p>なお、使用済み活性炭は東北部クリーンセンター内で焼却処分する。</p>	項 目	要 件	形状	ペレット	概略寸法	Φ 4 mm × L 5 ~ 10 mm	原料	石炭系	揮発分 (%)	< 3	比表面積 (m <sup>2</sup> / g)	1,000 以上	硬さ (%)	90 以上	圧力損失 (mmH <sub>2</sub> O / m一層高)	100 以下 (LV0.3 m / sec (実風速) 時)	粒度 (%) (3.35 mm ~ 4.75 mm)	90 以上	乾燥減量 (%)	5 以下	充填密度 (g / m <sup>3</sup> )	0.45 ~ 0.55	ヨウ素吸着量 (mg / g)	900 以上	発火点 (°C)	450 以上
項 目	要 件																										
形状	ペレット																										
概略寸法	Φ 4 mm × L 5 ~ 10 mm																										
原料	石炭系																										
揮発分 (%)	< 3																										
比表面積 (m <sup>2</sup> / g)	1,000 以上																										
硬さ (%)	90 以上																										
圧力損失 (mmH <sub>2</sub> O / m一層高)	100 以下 (LV0.3 m / sec (実風速) 時)																										
粒度 (%) (3.35 mm ~ 4.75 mm)	90 以上																										
乾燥減量 (%)	5 以下																										
充填密度 (g / m <sup>3</sup> )	0.45 ~ 0.55																										
ヨウ素吸着量 (mg / g)	900 以上																										
発火点 (°C)	450 以上																										

契 約 条 件	<p>3 予定数量</p> <table border="1" data-bbox="470 181 1356 294"> <thead> <tr> <th>予定数量 ( t )</th><th>1回当たりの発注数量 ( t / 9 袋/回)</th><th>予定発注回数 (回/年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21.6</td><td>3.6</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>	予定数量 ( t )	1回当たりの発注数量 ( t / 9 袋/回)	予定発注回数 (回/年)	21.6	3.6	6
予定数量 ( t )	1回当たりの発注数量 ( t / 9 袋/回)	予定発注回数 (回/年)					
21.6	3.6	6					
<p>搬入荷姿は1m<sup>3</sup>程度のフレコンバッグとし、契約業者が準備すること。 1袋当たりの重量は「約0.4t」想定とする。 なお、発注量については、発注時に具体的な数量を指示する。</p>							
<p>フレコンバッグは、底部排出口付き（半開タイプ）のものとし、本市による受入ホッパへの投入時に、できるかぎり薬剤の飛散を防止できる構造のものを使用すること。</p>							
<p>空容器は次回分の薬剤搬入時に毎回必ず契約業者が持ち帰ること。（契約期間中最終搬入時のフレコンバッグも含む）。</p>							
<p>※ 1回あたりの発注量について、東北部クリーンセンターの稼働状況及び当該薬品の使用状況により、上表に示される予定数量以下となる可能性があるため、適宜対応すること。</p>							
<p>4 粉碎品の安全性能 下記要領での粉じん爆発下限濃度試験を行ない、100g/Nm<sup>3</sup>及び1,000～2,000の1,000g/Nm<sup>3</sup>毎の粉じん濃度にて爆発性のないことを、証明書等（原本又は写しで、証明日は問わない）を提出し証明すること。</p>							
<p>試料………45μm以下90%以上の粉碎品 試験方法…JIS Z 8818による吹上げ式粉じん爆発試験装置を使用する。</p>							
<p>5 納入体制の確立 本市が指定する日時に、指定する数量を迅速に搬入できる体制を整備すること。緊急時においても、即刻手配、搬入ができる。</p>							
<p>なお、迅速に搬入できる体制表を落札決定後、速やかに提出すること。 また、本市へ搬入する業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要なため、再委託承諾申請書（別紙）を落札決定後、速やかに提出すること。</p>							
<p>6 発注及び納入日の確定 納入日時は、東北部クリーンセンターの指定する日（土、日、祝日含む）及び時間であること。 発注から納入まで最短で3営業日以内を原則とする。ただし、東北部クリーンセンターの指定する日及び時間に納入が難しい場合は、担当職員に連絡し、納入日変更の協議をおこなうこと。</p>							
<p>7 東北部クリーンセンターの指定する時間帯以外構内への進入は行わず、構内での待機は行わないこと。なお、指定する時間に納入が間に合わない場合は必ず東北部クリーンセンターへ連絡を行うこと。</p>							
<p>8 本薬品納入の際は納品現場に設置している電動ホイスト（定格荷重1t）を使用できるものとし、当該ホイストを使用する際は必要な資格証を携帯すること。</p>							

契約条件	<p>9 異物の搬入等不測の事態が発生した場合は、速やかに原因究明を行い報告すること。</p> <p>10 納入時に、計量証明書（実数量が分かるもの）・検査成績書（納入する薬品の仕様が分かるもの）を提出すること。また、初回納入時に化学物質等安全データシート（S D S）を提出すること。</p> <p>11 契約業者は納入のあった月の月末において納入量及び金額を集計し、翌月に請求書及び納品書を東北部クリーンセンターあてに提出すること。 なお、納入量については、計量証明書の数量はフレコンバッグの重量等が含まれることから発注量に基づいて集計するものとする。</p> <p>12 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>13 本市は、請求書及び納品書の内容を確認のうえ、代金を支払う。</p> <p>14 本市クリーンセンターは大規模災害時においても稼働する必要があることから、本薬品の仕入れ先の多重化や、緊急輸送ルート（迂回ルート）の構築など、大規模災害発生時にも本薬品の納入ができるような体制を確保すること。また、5項の体制表に、大規模災害時の体制も記載すること。</p> <p>15 その他詳細については、東北部クリーンセンターの本市職員と協議のうえ、決定するものとする。</p>
------	---

(別紙)

## 再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(宛先 京都市長)

(受注者)

住 所

名 称

代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1 契約件名

2 再委託の内容 搬入

3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

4 その他

この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。

受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを作成してください。（再々委託以降の再委託も同じ。）